

(続紙 1)

京都大学	博士 (法学)	氏名	青竹 美佳
論文題目	遺留分制度の機能と基礎原理		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、社会や家族関係の変化に伴って遺留分制度が果たす機能が変化し、同制度の正当化が困難になっているという問題意識のもと、遺留分制度の現代的な意義を明らかにするとともに、それが果たすべき機能に対応した、正当化が可能な遺留分制度のあり方を追究するものである。</p> <p>第1章「遺留分制度の機能と正当化根拠」は、遺留分制度についての基礎的検討を行う。冒頭、検討の意義が示される(第1節)。遺留分制度の正当化根拠やそのあり方を考える上では、遺留分制度がどのような機能を果たすかが重要な前提となる。この問題を考察するには、遺留分制度を遺言の自由を制限する制度として位置づけるドイツ法を参照することが有意義である、とする。</p> <p>本論では、まず、ドイツ法に関して、法秩序における遺留分制度の位置づけが考察される(第2節)。遺留分権は遺言の自由と並んで基本法(GG)による保障を受けるものではあるが、遺言の自由および生前処分の自由(処分の自由)が私的自治の原則に位置づけられ、法秩序において基本的価値をもつものに対して、遺留分権は家族内での財産関係調整の権利であって、補助的なものとして位置づけられる。したがって、遺言の自由を制限する遺留分制度は、その機能の面で積極的な存在意義が認められなければならない、とする。</p> <p>次いで、ドイツにおける遺留分の機能論へと検討を進める(第3節)。遺留分が果たす機能のうち、遺言の自由の制限を正当化しうるものは、①家族の生活を保障する機能、②被相続人の財産の増加に寄与したことによる潜在的持分を清算する機能、③差別的な遺言から相続人間の形式的公平性を一定程度守る機能の3つである。そして、現在では、遺留分制度がこれらの機能を果たして遺言の自由の制約が積極評価される場面は、かなり限定される、とする。</p> <p>最後に、ドイツと対比して日本の遺留分制度が検討される(第5節・第6節)。前記①②③の機能は日本でもいわれるところ、①②の機能は子が遺留分権利者の場合には妥当しにくく、遺留分が積極的な機能を果たす事例は典型的でなくなっている。また、2018年の相続法改正による遺留分減殺請求権から遺留分侵害額請求権への転換は、被相続人の処分の自由を強化する意味をもつとともに、①②の機能を明確に意識していることからそれらに対応した制度運用がより強く求められる。さらに、遺留分侵害額請求権が形成権とされる点には、そのような制度運用が遺留分権利者の意思を介して実現されることを期待しうる。それゆえ、遺留分制度については、遺留分の機能に対応した、遺言の自由を過度に制限しない制度構築が必要になっている、とする。</p> <p>第2章「正当化可能な遺留分制度を実現する解釈論上の可能性」では、前章の考察をふまえ、4つの解釈問題を取り上げる。遺留分制度が果たすべき機能を考慮しつつ、被相続人の処分の自由(それにより実現される受遺者・受贈者の利益を含む)に配慮した、遺留分法の制限的解釈が追求される。</p> <p>第1節は、被相続人が営む事業の承継が遺留分によって妨害される場面について、事業承継を遺留分から保護する解釈を検討し、ドイツの解釈や立法を参考に、民法1047条5項(期限の許与)の解釈指針を提示する。</p> <p>第2節は、被相続人が生前に設立した財団法人が遺留分による制限を受ける場面に</p>			

について、ドイツ法を手がかりに、財団法人の設立に配慮した解釈を論じる。遺留分の制限によって財団法人としての存続自体が危うくなりうることに鑑み、財団法人の設立が一般の贈与以上に保護されるよう、財団設立行為について民法1044条1項の類推適用を認めつつも、同項により遺留分算定の基礎財産に算入される範囲を限定し、また、同条3項の類推適用を否定する。

第3節は、遺留分の剥奪をもたらす相続人の廃除の制度について、ドイツの遺留分剥奪制度をめぐる議論を参考に、廃除の基準を論じる。廃除の制裁的意義の後退を明らかにした上、子の廃除については、遺留分が子の生活保障や潜在的持分の清算の機能を果たさず、被相続人の意思に反してまで子に遺留分を保障すべきでないことが基準となるとする。

第4節は、遺留分侵害額請求権が債権者代位の目的となるかを論じる。形成権構成は、被相続人がした財産処分を尊重するかどうかを、被相続人と親族関係にある遺留分権利者の意思に委ねるものであり、また、遺留分制度については被相続人の処分の自由を尊重した制限的解釈が要請されることから、代位行使は否定されるべきとする。

第3章「比較法的にみる正当化可能な遺留分制度の構築」は、ヨーロッパ諸国の遺留分制度が被相続人の処分の自由と遺留分との調和をどのように図っているかを検討する。まず、スイス相続法改正の議論、2015年のオーストリア相続法改正、2009年のドイツ相続法改正を順次取り上げ、多様な家族の形態への対応および遺言の自由の拡大という共通の動向を指摘する。次いで、イングランド法における家族分与の制度を他国の画一的な遺留分制度と対比し、家族分与制度は、分与の可否や内容・額を柔軟に決定することができる反面、法的不安定性や紛争の長期化等の問題が避けられないと指摘する。

結語では、以上の考察に基づき、遺留分制度は、被相続人の処分の自由と生活保障や財産清算の機能とを考慮した上で遺留分権利者に一定の取り分を保障する制度に向かうべきであり、そのような制度のみが法秩序において正当化が可能であるとする。

(論文審査の結果の要旨)

遺留分制度は、かねて、遺族の生活保障や潜在的持分の清算の機能をもつとされてきたが、現代では、社会や家族関係の変化により、それらの機能が妥当する事例はもはや典型といいがたい。また、遺留分制度は、死後の財産処分を制約するものであるところ、今日では、遺言による自由な財産処分への要望が高まっている。

本論文は、このような現代的状況のもとで、遺留分が果たす機能の観点から、遺留分による自由な財産処分の制約が、なぜ、どの範囲まで許されるかを検討し、遺留分制度のあり方を追究するものである。ドイツの学説・判例やスイス、オーストリア、イギリスの最近の立法動向等を広範囲に参照し、また、2018年の相続法改正による制度変更についても詳論した上で、本論文は、当該事例において遺留分が期待される機能を果たすか否かを遺留分侵害額請求の判断に取り込むかたちでの制度構築を図り、遺留分制度の制限的解釈を提唱する。

本論文の学術的意義は、とりわけ、次の2点に認められる。第1に、本論文は、単に機能的観点からの解釈論を提示するにとどまるものではなく、基礎的考察に基づく理論的裏づけを伴っている。本論文は、遺言の自由や生前処分の自由が個人の自由や自律に関わる基礎的価値であるのに対して、遺留分は財産関係調整の権利として補助的な役割にとどまるとの分析に基づき、法秩序上、遺留分制度の正当化なしに遺言の自由を制約することはできないとする。その上で、この正当化根拠を、憲法上も基礎づけられるような遺留分の機能に求め、かつ、その機能が個別の事例において具体的に提示されなければならないとする。遺留分が果たす機能に着眼する議論はこれまでもみられたが、個別事例における具体的機能を取り込んだ制度構築がなぜ要請されるのかという理論問題は、従来必ずしも意識されていなかった。本論文は、制度の正当化根拠という観点からこの問題に取り組み、遺留分の具体的機能を考慮した制限的解釈を実践する点に、独自の着眼と功績が認められる。

第2に、本論文は、遺留分が果たす機能に着眼した解釈論を、単に個別の場面・問題について論じるにとどまらず、遺留分制度の運用全体を視野に入れて構想している。本論文は、直接には、若干の場面を取り上げて遺留分制度の制限的解釈を提示するにとどまるが、そのうちの1つが、被相続人の意思により遺留分を剥奪する仕組みである廃除の問題であり、本論文は、遺留分の機能に対応した廃除の判断基準を提示している。また、扶養の必要性等が遺留分侵害額請求の要件とされていないことに関して、本論文は、形成権とする構成には、生活保障や潜在的持分の清算の機能に対応した制度の運用を、遺留分権利者の意思を介して実現する意味があると評価する。これらの2点からは、被相続人および遺留分権利者の意思を介して、遺留分の機能に対応した制度運用を実現するという独自の基本構想を読み取ることができる。このような基本構想は、解釈論の枠内において機能面から遺留分制度の再構成を押し進める上で、1つの理論的基盤となりうる。

遺留分法は2018年に全面改正されたばかりであり、その基礎理論や個別の解釈問題の検討は、これから本格化する段階にある。また、改正法はゲルマン＝フランス型の遺留分制度から距離を置くことから、ドイツ法研究の意義も高まっている。本論文は、改正法の解釈にとっての指針となることはもちろん、上記の学術的意義ゆえ、遺留分制度のあり方をめぐる今後の議論の進展に大いに貢献することが期待される。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

また、令和4年9月27日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： _____ 年 _____ 月 _____ 日以降